様式第２４号（第３条・第７条関係）

香美市告示第　207　号

公　示　送　達　書

下記の書類について、地方税法第２０条の２及び香美市税条例第１８条の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年11月27日　　香美市長　　依光　晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
督促状	小松　誠	令和8年度国民健康保険税第4期
督促状	森井　秀一	令和8年度国民健康保険税第4期
督促状	濱田　宇宙	令和8年度国民健康保険税第4期
督促状	岡本　力	令和8年度国民健康保険税第4期
督促状	AWALUDIN	令和8年度市県民税第3期
督促状	ANTONIO　ABEGAIL　CASTRO	令和8年度市県民税第3期
督促状	TRI　THI　THU　THAO	令和8年度市県民税第3期
督促状	SABADI SIMON FLINN CALINSUAY	令和8年度市県民税第3期

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号　税務課収納係：0887-53-1095